

11月12日～25日は

『女性に対する暴力をなくす運動』

期間です！

11月25日（火）は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。内閣府では、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、地方公共団体や女性団体などとの連携・協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的に、さまざまな事業を実施します。

暴力は誰に対してもあり得、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、国では男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題として位置付けています。

女性に対する暴力の根底には、女性の人権に対する軽視があります。従って、人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることが求められています。

夫・パートナーから次のような暴力を受けていませんか？

配偶者等からの暴力（DV）とは、夫婦間や恋人などから受ける暴力行為のことです。

- ・身体に対する暴力：殴る、蹴る、物を投げつける、刃物を振りかざし脅す、首を絞めるなど
- ・精神的暴力：「誰のおかげで生活できるんだ」、「役立たず」、「くず」などの暴言、行動を監視する、携帯電話のメールや着信履歴を確認する、無視するなど
- ・性的暴力：望まない性的な行為の強要、避妊に協力しない、無理やりアダルトビデオを見せるなど
- ・経済的暴力：生活費を渡さない、仕事を辞めさせるなど
- ・子どもを利用した暴力：子どもに被害者が悪いと言う、子どもの目の前で暴力を振るう、子どもへの加害をほのめかすなど

暴力は女性と子どもの心身の健康、生活に深刻な影響を与えます

女性への影響

身体的暴力は骨折やあざなど日常生活に支障を来し、直接受けたけがの中には完治できず、一生背負わなければならないものもあります。また、精神的暴力は、不眠、頭痛、動悸、発熱、食欲不振など、さまざまな身体症状が現れます。これらの暴力が治まった後でも、うつ症状、絶望感、無気力、人

間不信、自殺願望など深刻な影響をもたらす場合もあります。

子どもへの影響

暴力を目撃する子どもの心は深く傷付き、情緒不安定、無気力、無感情、うつ症状、不登校、成績低下、夜尿、他の子どもへのいじめなど見られる場合があります。直接子どもに暴力を振るわなくても、子どもの前で暴力を振るうことは児童虐待です。

女性が安全に暮らすために



悪質な付きまといや嫌がらせ行為をするきっかけはさまざまです。ストーカーは女性と友達になりたい、交際したいなどの理由から、居住地や電話番号などターゲットにした女性のことをあらゆる手段で知ろうとします。電話や手紙などにより接近し、その女性から断られたり無視されたりすると逆恨みするようになり、無言電話や悪質なメール、インターネットへの書き込みなど嫌がらせを繰り返します。また、凶悪な犯罪に発展する危険性があります。

・電話番号やメールアドレスなど個人情報を書かれたり逆恨みするようになり、無言電話や悪質なメール、インターネットへの書き込みなど嫌がらせを繰り返します。また、凶悪な犯罪に発展する危険性があります。

・電話番号やメールアドレスなど個人情報を書かれたり逆恨みするようになり、無言電話や悪質なメール、インターネットへの書き込みなど嫌がらせを繰り返します。また、凶悪な犯罪に発展する危険性があります。

問い合わせ／人権推進課（☎581・2121内線411）へ。

主な公的相談機関

相談機関名称	受付	電話番号
埼玉県婦人相談センターDV相談担当	月～土曜日9:30～20:30 日曜日、祝日9:30～17:00 ※年末年始を除く	☎048・863・6060
埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）	月～土曜日10:00～20:30 ※第3木曜日、祝日、年末年始を除く	☎048・600・3800
埼玉県北部福祉事務所（担当：女性相談員）	月～金曜日8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く	☎0495・22・0101
寄居警察署生活安全課	緊急の場合は迷わず110番！	☎581・0110
人権推進課	月～金曜日8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く	☎581・2121内線411

全国一斉

『女性の人権ホットライン』強化週間

さいたま地方事務局と埼玉県人権擁護委員連合会では、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について多くの方に利用していただけるよう、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を定め、専用相談電話による相談を受け付けます。

日時／11月17日（月）～23日（日）午前8時30分～午後7時
※22日（土）・23日（日）は午前10時～午後5時

電話番号／☎0570・070・810
相談担当者／法務局職員、人権擁護委員その他／秘密は厳守します。

12月4日～10日は

『人権尊重社会をのぞく県民運動』強化週間です！

児童や高齢者に対する虐待、女性に対する暴力、障害のある方への差別などさまざまな人権問題が発生しており、近年ではインターネットを悪用した人権侵害やヘイトスピーチ（憎悪表現など）新たな人権問題も増加しています。県では毎年12月4日から10日までの1週間を「人権尊重社会をめざす県民運動」強化週間として定め、集中的に啓発活動を実施しています。この運動は、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県や市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。

県では記念事業として「県民の集い」を開催しますので、ぜひお出かけください。また、さいたま地方事務局と埼玉県人権擁護委員連合会では「人権週間記念行事」を開催しますので、ご参加ください。

◆県民の集い

日時／11月29日（土）午前9時30分～午後3時30分

場所／加須文化・学習センター「パストラルかぞ」（加須市上三保2255）

内容／①水戸黄門のうっかり八兵衛でお馴染みの高橋元太郎（たかはしげんたろう）氏俳優による人権講演会、②県立不動岡高校応援部とチアダンスチームDROPSによる応援演舞、③加須市立昭和中学校吹奏楽部による演奏、④隣保館・教育集会所・障害者施設利用者の活動成果発表、⑤啓発資料展示およびビデオ上映、⑥法務省人権擁護委員による人権相談費用／無料

申し込み／不要
その他／先着順
問い合わせ／県人権推進課調整担当（☎048・830・2258）へ。

◆人権週間記念行事

期日／12月6日（土）

場所／武蔵浦和コミュニティセンター（さいたま市南区別所7-20-11）

内容／第1部・午後1時～2時40分平成26年度全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会表彰式、第2部・午後3時～4時30分香山リカ氏（精神科医）による講演会「よい子の心に何が起きているか」費用／無料

問い合わせ／さいたま地方事務局人権擁護課（☎048・859・3507）へ。

ストップ！児童虐待

～11月は児童虐待防止推進月間です～

児童虐待は大きな社会問題です。このような状況を踏まえ、平成16年度から厚生労働省の主唱により、11月は「児童虐待防止推進月間」となりました。

児童虐待であるかどうかは、保護者等の大人の認識とは関係なく「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」という視点で判断をするため、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば虐待となります。具体的には次の4つの種類があります。

身体的虐待

殴る、蹴る、熱湯をかける、タバコの火を押し付ける、体を激しく揺さぶるなど
ネグレクト（養育怠慢・拒否）

食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車や家に置き去りにするなど

心理的虐待

ひどい言葉で傷付ける、わざと無視する、他の兄弟と差別する、子どもの目の前で夫やパートナーがその相手に暴力を振るうなど

性的虐待

性的な行為を強要する、ポルノの被写体にするなど

子どもは、自ら救いを求めることがなかなかできません。周囲の人の温かいまなざしと援助が必要です。子育て中の親の話し相手になったり、あいさつや声掛けをしたりと、孤立しないように見守ってください。また、「気にかかる親子」や「もしかして、虐待？」と思ったときはご連絡ください。秘密は守られますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ／子育て支援課（☎581・2121内線252）へ。



連絡先	時間	電話番号
熊谷児童相談所	月～金曜日 午前8時30分～午後6時15分	☎521・4152
休日夜間児童虐待通報ダイヤル	土・日曜日、祝日、年末年始 および上記以外の時間	☎048・779・1154